

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和4年8月18日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 横瀬
佐賀市鬼丸町7-18 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和4年7・8月の大雨災害による義援金の受付開始について

令和4年7月15日からの大雨により宮城県の2市町、令和4年8月3日からの大雨により山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県の複数市町村に対して災害救助法が発令されています。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、下記1のとおり、2種類の義援金募集を開始され、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 義援金名称 及び 受付期間、対象被災県について

- (1) 義援金名称：宮城県・令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金
受付期間：令和4年8月18日（木）から令和4年10月31日（月）まで
対象被災県：宮城県
- (2) 義援金名称：令和4年8月3日からの大雨災害による義援金
受付期間：令和4年8月18日（木）から令和4年12月28日（水）まで
対象被災県：山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県

2. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の国会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

- ・佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される義援金の専用振込票をご使用いただければ、手数料無料で送金いただくことができます。
- ・専用振込票は「宮城県・令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金」及び「令和4年8月3日からの大雨災害による義援金」の2種類が設置されますので、佐賀銀行の窓口にて、どちらを希望されるかをお伝えていただくこととなります。

4. 義援金の送金について

(1) 宮城県・令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金

上記義援金を指定して、本会に送金いただいた義援金は、全額を宮城県共同募金会あてに送金いたします。

(2) 令和4年8月3日からの大雨災害による義援金

上記義援金を指定して、本会に送金いただいた義援金は、全額を中央共同募金会あてに送金いたします。

なお、中央共同募金会に送金する義援金は、被災状況に応じて按分の上、被災県共同募金会（対象：山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県）に送金されます。

5. 義援金の配分について

義援金は、被災地の共同募金会や日本赤十字社、行政等を通じて被災者世帯に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

義援金の寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、宮城県共同募金会または中央共同募金会で発行される領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 / TEL 0952-23-4996